

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

医療及び産業の分野における大麻の適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、大麻草から製造された医薬品の施用を可能とするとともに、有害な大麻草由来成分の規制、大麻の施用等の禁止、大麻草の栽培に関する規制に関する規定の整備等の措置を講ずること。

第二 大麻取締法の一部改正

一 題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改めること。（題名関係）

二 総則

1 大麻草の栽培の規制に関する法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法と相まって、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

2 「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リンネをいうものとする。（第二条第一項関係）

3 「大麻」とは、大麻草（その種子及び成熟した茎を除く。）及びその製品（大麻草としての形状を有しないものを除く。）をいうものとする。こと。（第二条第二項関係）

4 「大麻草採取栽培者」とは、三の1の都道府県知事の免許を受けて、種子又は繊維を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとする。こと。（第二条第四項関係）

5 「大麻草研究栽培者」とは、四の1の厚生労働大臣の免許を受けて、大麻草を研究する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとする。こと。（第二条第五項関係）

6 「大麻草栽培者」とは、大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいい、大麻草栽培者でなければ大麻草を栽培してはならないものとする。こと。（第二条第三項及び第三条関係）

三 大麻草採取栽培者

1 大麻草採取栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）の免許（以下この三において「免許」という。）を受けなければならないものとする。こと。（第五条第一項関係）

2 次のいずれかに該当する者には、免許を与えないものとする。こと。（第五条第二項関係）

- (一) 11により免許を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者
 - (二) 麻薬中毒者
 - (三) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (四) 未成年者
 - (五) 心身の故障により大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - (六) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 (八)及び第四の二の1において「暴力団員等」という。)
 - (七) 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち(一)から(六)までのいずれかに該当する者があ
るもの
 - (八) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 3 大麻草採取栽培者は、大麻草採取栽培者名簿の登録事項に変更を生じたときは、十五日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬものとする。 (第六条第三項関係)

4 免許を受けた者は、当該免許の有効期間が満了したとき、又は11により当該免許が取り消されたときは、十五日以内に、免許証を都道府県知事に返納しなければならないものとする。 (第七条第五項関係)

5 免許の有効期間は、当該免許の日からその日の属する年の翌々年の十二月三十一日までとする。 (第八条関係)

6 大麻草採取栽培者 (免許の有効期間が満了した者を含む。) は、厚生労働省令で定めるところにより、その免許の有効期間における各年について、その翌年の一月三十一日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならないものとする。 (第九条関係)

- (一) 大麻草の作付面積
- (二) 当該年中に採取した大麻草の繊維の数量
- (三) 当該年の初めに所持した大麻の品名及び数量
- (四) 当該年中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量
- (五) 当該年の末日に所持した大麻の品名及び数量

(六) その他厚生労働省令で定める事項

7 大麻草採取栽培者は、その事務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載するとともに、当該帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならないものとする。 (第十条関係)

(一) 採取し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した大麻の品名及び数量並びにその年月日

(二) 譲渡し又は譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

(三) 10の(一)により届け出た大麻の品名及び数量

(四) その他厚生労働省令で定める事項

8 都道府県知事の許可を受けたとき、又は9の(二)の届出をしたときを除き、大麻草採取栽培者は、その所有する大麻をその栽培地外へ持ち出してはならないものとする。 (第十一条関係)

9 大麻の廃棄に関する事項

(一) 大麻草採取栽培者は、その栽培地において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄

する大麻の品名及び数量について都道府県知事に届け出て、厚生労働省令で定める方法により当該

大麻を廃棄しなければならないものとする。 (第十二条第一項関係)

(二) 大麻草採取栽培者は、その栽培地外において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に当該大麻を廃棄しなければならないものとする。 (第十二条第二項関係)

10 大麻の滅失等事故の届出義務に関する事項

(一) 大麻草採取栽培者は、その所有する大麻につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに、当該大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとする。 (第十二条の二第一項関係)

(二) 都道府県知事は、(一)の届出を受けたときは、速やかに、(一)の事項を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。 (第十二条の二第二項関係)

11 都道府県知事は、大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定等に違反したとき、その業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたとき、又は2の(二)から(八)までのいずれかに該当するに至ったときは、免許を取り消し、又は期間を定めて、大麻草の栽培の中止を命ずることができるものとする。 (第十二条の三第一項関係)

12 免許の取消しを受ける場合等における届出義務に関する事項

(一) 大麻草採取栽培者は、免許の取消しを受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、免許証を添えて、現在の大麻草の作付面積、現に所有する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬものとする。 (第十二条の四第一

項関係)

(二) (一)の届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る免許を取り消すものとする。 (第十二条の四第二項関係)

(三) 大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したときは、相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、厚生労働省令で定めるところにより、三十日以内に、当該大麻草採取栽培者の免許証を添えて、その旨、現在の大麻草の作付面積、現に管理する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬものとする。 (第十二条の四第三項関

係)

13 免許期間満了者等が大麻を譲り渡した場合における届出義務に関する事項

- (一) 免許の有効期間が満了した者（引き続き免許を受けている者を除く。）、11又は12の(二)による免許の取消しを受けた者及び12の(三)により届け出なければならない者（以下この13において「免許期間満了者等」という。）については、免許期間満了者等がこれらの事由の生じた日から五十日以内に、その所有し、又は管理する大麻を大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限り、その譲渡し及び譲受けについては、又は免許期間満了者等の当該大麻の所持については、同期間に限り、麻薬及び向精神薬取締法の禁止規定を適用しないものとする。 （第十二条の五第一項関係）

- (二) 免許期間満了者等が(一)により大麻を譲り渡したときは、十五日以内に、当該大麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を都道府県知事に届け出なければならないものとする。 （第十二条の五第二項関係）

四 大麻草研究栽培者

1 大麻草研究栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の免許

(以下この四において「免許」という。)を受けなければならないものとする。 (第十三条第一項関係)

2 免許を申請する者又は免許証の再交付を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないものとする。 (第十三条第四項関係)

3 免許の有効期間は、当該免許の日からその年の十二月三十一日までとすること。 (第十四条関係)

4 大麻草研究栽培者は、その所有する大麻(栽培地において現に生育するものを除く。)を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならないものとする。 (第十六条関係)

5 免許について、大麻草採取栽培者の免許の規制に準じた措置を講ずるものとする。 (第十三条第二項、第十五条第一項及び第十七条第一項関係)

五 都道府県は、大麻草の栽培の規制に関する法律に基づき都道府県知事が行う免許その他大麻草の栽培の規制に必要な費用を支弁しなければならないものとする。 (第二十二条関係)

六 罰則等

1 大麻から製造された医薬品の施用・受施用等を禁止する規制及び当該規制に関する罰則の規定を削除するものとする。 (改正前第三条、第四条第一項、第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の三第一項第一号及び第二号、第二項並びに第三項並びに第二十四条の七関係)

2 大麻草の栽培の規制に関する罰則の規定の整備を行うこと。 (第二十四条及び第二十四条の三から第二十八条まで関係)

七 その他所要の改正を行うこと。

第三 大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正

一 総則

1 「第一種大麻草採取栽培者」とは、第二の三の1の都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。）の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとする。 (第二条第四項関係)

2 「第二種大麻草採取栽培者」とは、第二の四の1の厚生労働大臣の免許を受けて、医薬品、医療機

器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとする。こと。（第二条第五項関係）

二 第一種大麻草採取栽培者

1 第一種大麻草採取栽培者について、大麻草採取栽培者として、第二の三の規定を適用するものとする。こと。（第五条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十二条の六第一項及び第二項、第十二条の七第一項、第三項及び第四項並びに第十二条の八第一項関係）

2 第一種大麻草採取栽培者が、その免許の有効期間における各年について都道府県知事に報告しなければならぬ事項として、四の1の方法による処理をしていない大麻草の種子（以下この第三において「発芽不能未処理種子」という。）の品名及び数量を追加するものとする。こと。（第九条第三号から第五号まで関係）

3 第一種大麻草採取栽培者が、その事務所に備えた帳簿に記載しなければならぬ事項として、発芽不能未処理種子、麻葉（7の大麻草の加工の過程において製造された物に限る。以下この第三において同じ。）及び播種した発芽不能未処理種子の品名及び数量等を追加するものとする。こと。（第十条

第一項第一号、第三号及び第四号関係)

4 第一種大麻草採取栽培者が、その所有する大麻等につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときに都道府県知事に届け出なければならぬ事項として、発芽不能未処理種子及び麻葉の品名及び数量を追加するものとする。 (第十二条の二第一項関係)

5 第一種大麻草採取栽培者は、第四の一の4に定める物の含有量が政令で定める基準を超えない大麻草の種子その他厚生労働省令で定める物を使用して大麻草を栽培しなければならないものとする。 (第十二条の三第一項関係)

6 第一種大麻草採取栽培者は、5の含有量が基準を超える大麻草を栽培するに至ったときは、速やかに当該大麻草の栽培を中止しなければならないものとする。 (第十二条の三第二項関係)

7 第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の種子又は成熟した茎の加工をする場合であつて厚生労働省令で定めるときを除き、大麻草の加工(大麻草の成分の抽出その他厚生労働省令で定める行為を含む。以下この7及び9において同じ。)をしようとするときは、一月から六月まで及び七月から十二月までの期間(9において「半期」という。)ごとに、加工のために使用する大麻草の品名及び数量並び

に加工をする品目その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の許可を受けなければならないものとする。 (第十二条の四第一項関係)

8 7の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、7の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。 (第十二条の四第二項関係)

9 7の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者は、当該許可を受けた半期の期間経過後三十日以内に、加工のために使用した大麻草の品名及び数量並びに加工をした品目その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。 (第十二条の四第三項関係)

10 厚生労働大臣は、7の許可を与えたとき、又は9の報告を受けたときは、速やかに、その旨及びその内容を都道府県知事に通知するものとする。 (第十二条の四第四項関係)

11 第一種大麻草採取栽培者は、その所有する麻薬を、当該者が当該麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならないものとする。 (第十二条の五関係)

12 厚生労働大臣は、第一種大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定等に違反したとき、又はその業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたときは、7の許可を取り消し、又は期間を定めて、7の大麻草の加工の中止を命ずることができるものとする。 (第十二条の六第三項関係)

三 第二種大麻草採取栽培者

1 第二種大麻草採取栽培者について、第二の四の大麻草研究栽培者に関する規定の対象に追加するものとする。 (第十三条第一項及び第二項並びに第十五条第一項関係)

2 第二種大麻草採取栽培者について、第一種大麻草採取栽培者に関する規制に準じた措置を講ずるものとする。 (第十六条第一項及び第十七条第一項関係)

四 大麻草の種子の取扱い

1 大麻草栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合には、他の大麻草栽培者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、厚生労働省令で定める方法により当該種子が発芽しないように処理しなければならないものとする。 (第十八条関係)

2 発芽不能未処理種子は、次のいずれかに該当する場合であつて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けたときを除き、輸入してはならないものとする。 (第十九条第一項関係)

(一) 大麻草栽培者が輸入する場合

(二) 発芽不能未処理種子を輸入し、1の方法による処理をする場合

3 2の(二)に係る許可を受けた者は、発芽不能未処理種子を輸入した日から三月以内に、2の(二)に定める方法による処理をしなければならないものとする。 (第十九条第二項関係)

4 1の方法による処理をした大麻草の種子は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣から当該処理がされた大麻草の種子である旨の証明書交付を受けた者でなければ、これを輸入してはならないものとする。 (第二十条関係)

5 厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻草の種子について必要な処分をすることができるものとする。 (第二十一条関係)

6 厚生労働大臣は、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定にかかわらず、大麻草に関する犯罪鑑識

の用に供する目的で大麻草の種子を輸入し、又は譲り受けることができるものとする。 (第二十条の二第二項関係)

7 同一人が二以上の大麻草栽培者の免許を有する場合には、大麻草の栽培の規制に関する法律中発芽不能未処理種子の譲渡し及び譲受けに関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなすものとする。 (第二十一条の三関係)

五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、大麻草の栽培の規制に関する法律の施行のため特に必要があると認めるときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻、大麻草の種子若しくは麻薬に關係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻、大麻草の種子若しくは麻薬を無償で収去させることができるものとする。 (第二十二條の三第一項關係)

六 大麻草の種子の取扱いの規制に関する罰則の規定の整備を行うこと。 (第二十四条の六第四号及び第五号並びに第二十六条第二号關係)

七 その他所要の改正を行うこと。

第四 麻薬及び向精神薬取締法の一部改正

一 定義等

1 「大麻」とは、第二の二の三の大麻をいうものとする。こと。（第二条第一項第一号の二関係）

2 「麻薬中毒」とは、麻薬又はあへんの慢性中毒をいうものとする。こと。（第二条第一項第二十四号

関係）

3 化学的変化（代謝を除く。）により容易に麻薬及び向精神薬取締法別表第一に掲げる物を生成するものとして政令で定めるものについては、麻薬とみなして、麻薬及び向精神薬取締法の規定を適用するものとする。こと。（第二条第二項関係）

4 「六 a・七・八・十 a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六 H—ジベンゾ
「b・d」ピラン—オール（別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類」を麻薬
に追加するものとする。こと。（別表第一第四十二号関係）

5 「六 a・七・十・十 a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六 H—ジベンゾ

「b・d」ピランノール（別名デルタ八テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類」を麻薬に追加するものとする。 （別表第一第四十三号関係）

6 その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下の4に定める物を含む物であつて、4に定める物以外の麻薬を含むものを、麻薬から除外するものとする。

（別表第一第七十八号口関係）

7 4又は5に定める物を含む大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそれらの製品（大麻草の種子又は成熟した茎としての形状を有しないもの及び麻薬を人為的に含有させたものを除く。）を、麻薬から除外するものとする。 （別表第一第七十八号ハ関係）

二 免許に関する事項

1 麻薬輸入業者等の免許について、暴力団員等及び暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当する者には、当該免許を与えないことができるものとする。 （第三条第三項関係）

2 向精神薬輸入業者等の免許について、1に準じた改正を行うものとする。 （第五十条第二項第

二号関係）

三 麻薬の譲渡し等に関する事項（第二十四条第一項第四号から第六号まで、第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項第三号から第五号まで、第二十九条並びに第三十二条第一項関係）

1 大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、大麻を他の大麻草採取栽培者若しくは大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことを可能にすること等、大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の所持する大麻に関する規制に関する規定の整備を行うこと。

2 第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者について、1に準じた措置を講ずるものとすること。

四 第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において麻薬を製造することを可能とするものとする。 （第二十条第一項第二号関係）

五 その他所要の改正を行うこと。

第五 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること

と。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。（附則第一条関係）

1 三の一部 公布の日

2 第三、第四の三の2、四及び五の一部並びに三の一部 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

二 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（附則第二条関係）

三 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第三条から第二十九条まで関係）